

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年3月12日提出

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和50年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出し中「令和2年7月1日から令和3年3月31日までに支給する」を削り、同項中「令和3年3月31日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

〔提案理由〕

新型コロナウイルスが住民生活や地域経済へ深刻な打撃を与えており、この状況が長期化の様相を呈している。

このことから一層の支援策を講ずる必要があるため、その財源の一助として議員報酬月額額の減額措置を令和3年9月30日まで継続して行うものである。